

幸手市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

令和7年11月 7日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、幸手市建設工事標準請負契約約款第10条第2項及び第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した工事であるもの
- (2) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 当初請負契約額が建設業法施行令第27条第1項で定める金額未満の工事
 - イ 単価契約による工事
 - ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令第27条第2項に基づき、主任技術者の兼務が認められた工事
- (3) 工事現場の相互距離が10km以内のもの

(兼務を認める条件)

第4条 前項に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理等の現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める工事の確認方法)

第5条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載することを原則とする。

また、第3条の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合には、「現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）」による受注者からの照会により、適用の有無を回答することとする。

(兼務の手続き)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務可能であるものであることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書）を添付して、「現場代理人の兼務届（様式第2号）」を提出することとする。

附 則
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。